

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年8月8日
【四半期会計期間】	第157期第1四半期（自平成30年4月1日至平成30年6月30日）
【会社名】	株式会社A D E K A
【英訳名】	ADEKA CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 城詰 秀尊
【本店の所在の場所】	東京都荒川区東尾久七丁目2番35号
【電話番号】	03(4455)2812
【事務連絡者氏名】	取締役兼執行役員 財務・経理部長 志賀 洋二
【最寄りの連絡場所】	東京都荒川区東尾久七丁目2番35号
【電話番号】	03(4455)2812
【事務連絡者氏名】	取締役兼執行役員 財務・経理部長 志賀 洋二
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社A D E K A 大阪支社 （大阪府大阪市北区曽根崎二丁目12番7号） 株式会社A D E K A 名古屋支店 （愛知県名古屋市中村区名駅南一丁目20番12号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第156期 第1四半期連結 累計期間	第157期 第1四半期連結 累計期間	第156期
会計期間	自平成29年4月1日 至平成29年6月30日	自平成30年4月1日 至平成30年6月30日	自平成29年4月1日 至平成30年3月31日
売上高 (百万円)	57,482	61,779	239,612
経常利益 (百万円)	5,467	5,832	22,337
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益 (百万円)	3,860	4,090	15,346
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	4,589	2,667	21,309
純資産額 (百万円)	189,649	205,048	205,088
総資産額 (百万円)	290,330	313,052	312,152
1株当たり四半期(当期)純利 益金額 (円)	37.54	39.74	149.18
潜在株式調整後1株当たり四半 期(当期)純利益金額 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	62.7	63.0	63.0

- (注) 1. 当社は、四半期連結財務諸表を作成していますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については、記載していません。
2. 売上高には消費税等は含まれていません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。
4. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、前第1四半期連結累計期間及び前連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっています。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当グループ(当社及び当社関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社に異動はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、事業等のリスクについての重要な変更及び新たに発生した重要なリスクはありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績等の概要

当第1四半期連結累計期間（平成30年4月1日から同年6月30日）における世界経済は、底堅い成長が続く一方で、米国の通商政策により世界的な貿易摩擦の拡大が懸念されるなど、先行き不透明感が強まりました。国内は、政府の経済政策や海外経済の底堅い成長などを背景に、企業収益や雇用環境の改善が続ぎ、緩やかな回復基調で推移しました。

当社グループ事業の主要対象分野である自動車関連分野は、欧米及び中国市場での販売が好調に推移しました。IT・デジタル家電分野は、データセンター及び仮想通貨のマイニング(採掘)用途向けに半導体需要が拡大したことに加え、大型テレビ及び車載用途向けに液晶ディスプレイの需要が拡大しました。製パン・製菓関連分野は、国内需要が底堅く推移しました。

このような状況のなか、当社グループは、平成30年度から3カ年の中期経営計画『BEYOND 3000』をスタートし、「売上高3,000億円を超えるグッドカンパニーとなる」という基本方針のもと、戦略製品の販売拡大、新規分野の事業化、それらを支える経営基盤の強化など、さらなる成長に向けた施策を積極的に推し進めています。樹脂添加剤では、三重工場で高機能添加剤の設備増強に着手しました。機能化学品では、千葉工場で化粧品原料の設備増強を進めています。

以上の結果、当第1四半期連結累計期間の売上高は、前第1四半期連結累計期間に比べ42億96百万円（前年同四半期比+7.5%）増収の617億79百万円となり、営業利益は前第1四半期連結累計期間に比べ1億67百万円（同+3.2%）増益の53億84百万円、経常利益は前第1四半期連結累計期間に比べ3億65百万円（同+6.7%）増益の58億32百万円、親会社株主に帰属する四半期純利益は前第1四半期連結累計期間に比べ2億30百万円（同+6.0%）増益の40億90百万円となりました。

< 報告セグメントの概況 >

(化学品事業)

当事業の売上高は前第1四半期連結累計期間に比べ29億67百万円（同+7.7%）増収の413億94百万円となり、営業利益は前第1四半期連結累計期間に比べ2億33百万円（同+5.0%）増益の49億36百万円となりました。

なお、当第1四半期連結累計期間から、化学品事業内の区分を見直しました。従来「機能化学品」に含めていた樹脂添加剤を新たに「樹脂添加剤」として区分しています。また、従来の機能化学品に含めていた界面化学品・機能性樹脂と基礎化学品を合わせて「機能化学品」として区分しています。この変更により、以下の前年同期比較については、前年同期の数値を変更後の区分に組み替えた数値で算出しています。

樹脂添加剤

ポリオレフィン用添加剤は、世界的な樹脂需要の高まりを背景に、汎用酸化防止剤の販売が海外で堅調に推移しました。

可塑剤・塩ビ用安定剤は、全体としては低調でしたが、自動車部材向けにゴム用可塑剤の販売が海外で好調に推移しました。

難燃剤は、家電向けに縮合リン酸エステル系難燃剤の販売が海外で好調に推移したほか、建材、電線向けにイントメッセント系難燃剤の市場開拓が進展し、販売が堅調に推移しました。

樹脂添加剤全体では、原材料価格上昇の影響や積極的な設備投資による固定費の増加により、前第1四半期連結累計期間に比べ増収減益となりました。

情報・電子化学品

情報化学品は、液晶ディスプレイの高精細化や好調な半導体市場の需要を捉え、光学フィルムやフォトレジスト向けに光硬化樹脂、光開始剤の販売が好調に推移しました。

電子材料は、データセンター向けなどを中心に旺盛なメモリ需要が続ぎ、DRAMや3D-NANDに使用される誘電材料の販売が好調に推移しました。また、リードフレームや液晶ディスプレイのエッチング工程向けに回路材料の販売が国内で堅調に推移しました。

情報・電子化学品全体では、前第1四半期連結累計期間に比べ増収増益となりました。

機能化学品

界面化学品は、自動車エンジンオイル向けにCO²排出低減や燃費向上に寄与する潤滑油添加剤の販売が国内外で好調に推移しました。また、化粧品向けグリコール系保湿剤の販売が海外を中心に堅調に推移しました。

機能性樹脂は、電子機器の接着用途や自動車の構造用接着剤向けに高機能エポキシ樹脂の販売が好調に推移しました。工業用薬剤は、トイレタリー等の日用品向けにプロピレングリコールの販売が堅調に推移しました。また、電子回路向けに過酸化製品の販売が堅調に推移しました。

機能化学品全体では、原材料価格上昇の影響を受け、前第1四半期連結累計期間に比べ増収減益となりました。

(食品事業)

当事業の売上高は前第1四半期連結累計期間に比べ6億27百万円(同+3.7%)増収の177億4百万円となり、営業利益は前第1四半期連結累計期間に比べ2億2百万円(同-45.5%)減益の2億42百万円となりました。

国内では、製パン・製菓向けを中心にマーガリン、ショートニング類の販売が堅調に推移しました。また、洋菓子・デザート向けにホイップクリーム等の販売が好調に推移しました。

海外では、販売・開発体制の強化と現地ニーズにあった製品の開発などにより、中国、東南アジアでの販売が拡大しました。

食品事業全体では、乳原料などの原材料価格上昇の影響を受け、前第1四半期連結累計期間に比べ増収減益となりました。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

グループ戦略課題

当第1四半期連結累計期間において、グループの戦略課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(以下、「基本方針」)

(a) 基本方針の内容

当社は、当社の株主の在り方は、当社株式の市場における自由な取引を通じて決せられるものであり、当社の支配権の移転を伴う大規模買付行為(以下「大規模買付行為」といいます)がなされた場合、これが当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありませんが、大規模買付行為に応じるべきか否かの判断は、最終的には株主の皆様ご意思に基づき行われるべきものと考えています。

しかしながら、近年の資本市場においては、対象会社の経営陣の同意を得ずに、一方的に大量の株式の買付を強行するような動きも見られます。こうした大規模買付行為の中には、その目的等からみて企業価値及び株主の皆様共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様ごに株式の売却を事実上強要する恐れがあるもの、または、対象会社の取締役会や株主の皆様が大規模買付行為の条件について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値及び株主の皆様共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社取締役会は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社株主の皆様共同の利益及び当社の企業価値を持続的に確保・向上させていくことを可能とする者である必要があると考えており、上記の例を含め、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益を毀損する恐れのある不適切な大規模買付行為またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては適切でないと考えています。

(b) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

(ア) 当社の企業価値の源泉

() 経営理念

当社グループは、「新しい潮流の変化に鋭敏であり続けるアグレッシブな先進企業を目指す」「世界とともに生きる」という経営理念の下、世界市場で競争力のある技術優位な製品群によるグローバルな事業展開を加速し、時代の先端を行く製品と、環境に優しく、顧客ニーズに合った製品を提供し続けています。

上記の経営理念の根底には、「本業を通じた社会貢献」というCSR(企業の社会的責任)の思想が流れています。すなわち、社会環境の変化を鋭敏にとらえ、当社の持つ先進技術を積極的に駆使することにより、新しい社会的課題への解決策を提供するとともに、株主及び投資家の皆様を始め、顧客、取引先、従業員、地域社会等、全てのステークホルダーの利益に配慮した経営活動を行うことにより、当社は、社会から信頼され、真に必要とされる企業となることを目指しています。

幅広いステークホルダーへの貢献を通じた企業価値の向上、ひいては、株主の皆様共同の利益の増大により、健全かつ持続的な成長・発展を続けることが、当社の経営の基本方針であり、創業以来、築き上げてきた、顧客、取引先、従業員、地域社会等のステークホルダーとの良好な信頼関係こそが、当社の企業価値の源泉となっています。

() 当社の事業内容とその特徴

当社は、化学品事業と食品事業という2つのコアビジネスを擁するユニークな企業として事業活動を行っています。そして、化学品事業においては、情報・電子化学品、機能化学品、基礎化学品、食品事業においては、加工油脂製品、加工食品製品といった非常に多岐にわたる事業分野をもち、かつ、それらの事業が相互に有機的に結びついているという特徴を有しています。

当社は、新規技術の創造と得意技術の融合により、環境の保全や人々の健康で豊かな生活に役立つ先駆的な製品を持続的に開発・提供し、国際社会に貢献できる企業を目指し、化学品事業と食品事業の両分野で、お客様や取引先様をはじめとするビジネスパートナーの皆様との共創により、独自性の高い技術を開発し、新しい価値を創造し続けています。また、各事業分野で培ってきた得意技術を融合し、環境・エネルギー、ライフサイエンスといった新しい事業分野にも注力しています。

創業以来、今日まで、幅広い事業分野におけるビジネスパートナーの皆様との強い信頼関係の下、ビジネスパートナーの皆様とともに築きあげてきた、独自性の高い技術力もまた、当社の企業価値の源泉となっています。

(イ) 中期経営計画

当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益を持続的に向上させるため、当社では平成27年度から平成29年度までの中期経営計画『STEP 3000- ~グッドカンパニーの実現~』に続き、平成30年度から平成32年度までの新中期経営計画『BEYOND 3000』を推進しています。

当社グループは、中長期的な目指すべき方向性を示した2025年のありたい姿『ADEKA VISION 2025~先端技術で明日の価値を創造し豊かなくらしに貢献するグローバル企業~』を掲げ、現在の事業基盤である「化学品と食品」のみならず幅広い事業を世界中で展開し、メーカーとして世界の技術をリードしつつ、本業を通じて社会（豊かなくらし）に貢献するグローバル企業への変革を目指しています。

新中期経営計画『BEYOND 3000』は、『ADEKA VISION 2025』の実現に向けたセカンドステージであり、「売上高3,000億円を超えるグッドカンパニーとなる。」という基本方針のもと、さらなる事業拡大を目指し、オーガニックグロース（自律的成長）により、平成32年度の連結売上高3,000億円、売上高営業利益率10%、ROE10%を目標としています。

〔中期経営計画 3つの基本戦略〕

() 3本柱の規模拡大

『樹脂添加剤』『化学品』『食品』を事業の3本柱として、事業毎に定める戦略製品の販売をグローバルで拡大する。

() 新規領域への進出

ターゲットとする『ライフサイエンス』『環境』『エネルギー』分野において、ビジネスモデルを構築し、事業化を推進する。

() 経営基盤の強化

CSRを推進し、社会への貢献と社会からの信頼を高める。
ADEKA グループの相互連携を強化し、総合力を発揮する。

〔中期経営計画 5つの施策〕

() 経営管理：グループ経営管理の強化

ADEKA グループ共通の価値観の醸成や、制度、体制等の整備により、グループ経営管理の強化を図る。

() グローバル：グローバル化の拡大とローカライゼーションの加速

調達・生産・販売のグローバル展開をさらに拡大させるとともに、海外の各現地法人の成長を加速する。

() 技術：イノベーションの創出と競争力の強化

社会から求められる製品を永続的に創出していくため、研究開発の強化と新規事業化の推進、及び生産技術の深化・継承に取り組む。

() 人材：グローバル人材・リーダー人材の拡充

企業資産である人材への持続的な投資により、グローバル人材・リーダー人材を拡充する。

() 企業価値：CSRを推進し社会とともに発展

CSR推進体制のレベルアップを図り、事業を通じて社会の課題解決に貢献し、当社の持続的成長につなげていく。

〔経営目標〕

	平成29年度実績	平成32年度 (中計最終年度)
連結売上高	2,396億円	3,000億円超
売上高営業利益率	8.9%	10%
ROE	8.1%	10%

事業領域の拡大と新規事業の育成を目的としたM&Aグロースにつつましても、積極的に進めてまいります。

(ウ) コーポレートガバナンスの強化

以上の施策を推進していくにあたり、当社は、健全で透明性が高く、安定した経営活動の基盤となるコーポレートガバナンス、コンプライアンス及びリスクマネジメントの一層の強化に努めています。

コーポレートガバナンスの強化のため、当社は、監査役会設置会社制度の枠内で、監督と執行との分離を可及的に進めるため、執行役員制度を導入し、経営の監督及び意思決定と執行の分離を図っています。また、職務執行の責任を明確化するため、取締役と執行役員の任期はそれぞれ1年としています。取締役会は月1回の定時取締役会と、臨時取締役会を随時開催し、月に数回行われる経営会議による審議と合わせ、機動的かつ十分な検討を経て、意思決定を行っています。

当社は、取締役会の承認を要する重要事項について事前審議を行い、業務執行に関する情報の共有化を図るとともに、取締役会の審議の迅速化を図る目的で、経営会議を設置しています。経営会議は、常勤取締役と執行役員で構成し、経営会議規則で定める付議事項について審議、決定しています。

取締役の員数は、近年スリム化を進めた結果、現在12名となっています。

当社は、平成18年6月以降、独立社外取締役を選任していますが、取締役会の監督機能をさらに強化し、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値向上の観点から助言を得るため、平成27年6月19日開催の第153回定時株主総会で新たに1名を追加的に選任し、現在2名の独立社外取締役が在任しています。

監査役については、5名の監査役のうち3名を独立社外監査役としています。

取締役・監査役候補者の指名、執行役員の選任、役員報酬の決定や、大規模買付行為への対応等、取締役会が、経営上の重要な意思決定を行う際には、その決定の客観性・透明性・公正性の確保を図るため、取締役会の審議に先立ち、独立社外取締役等の独立社外者による適切な関与・助言を得ることとしています。

大規模買付行為への対応に関しては、当社は、大規模買付者の出現時に当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（以下、本プラン）に基づき当社取締役会が行う意思決定手続の透明性・客観性を確保することを目的として、独立性の高い社外役員と社外有識者で構成される独立委員会を設置しています。独立委員会は、大規模買付者の出現時には、企業価値の向上と株主の皆様共同の利益の確保のため、客観的・独立的な立場で取締役会に対し勧告・提案を行います。また、平時においても独立委員会は年2回開催され、これを通じて、当社は独立委員に対して当社の経営に関する情報を更新的に提供し、また、独立委員会から当社に対して客観的・独立的な立場からのご意見・ご助言をいただくことで、当社が、常に適切な経営判断を行える環境を整えています。

なお、当社は、平成27年6月1日に適用開始されたコーポレートガバナンス・コードへの対応として、当社グループの企業使命・経営理念を実現し、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を図ることを目的に、コーポレートガバナンスの基本的な考え方と基本方針を定めた「ADEKAグループコーポレートガバナンス・ガイドライン」（<https://www.adeka.co.jp/ir/library/pdf/cgg.pdf>）を制定いたしました。今後も、コーポレートガバナンス・コードの趣旨・精神を踏まえ、当社グループ全体のコーポレートガバナンスの強化に取り組んでまいります。

(c) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、上記(a)記載の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、平成19年6月22日開催の当社第145回定時株主総会において、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針を導入することについて株主の皆様のご承認をいただきました。その後2度の更新を経て、平成28年6月24日開催の当社第154回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます）において、3度目の更新について株主の皆様の承認をいただきました。本プランの概要は、以下の通りです。

(ア) 本プランによる買収防衛策更新の目的について

当社は、上記(a)記載の基本方針に基づき、当社の総議決権の20%以上の議決権を有する株式（以下「支配株式」といいます）の取得を目指す者及びそのグループの者（以下「買収者等」といいます）に対して、場合によっては何らかの措置を講ずる必要が生じ得るものと考えますが、上場会社である以上、買収者等に対して株式を売却するか否かの判断や、買収者等に対して会社の経営を委ねることの是非に関する最終的な判断は、基本的には、個々の株主の皆様のご意思に委ねられるべきものだと考えています。

しかしながら、株主の皆様に適切な判断を行っていただくためには、その前提として、上記のような当社固有の事業特性や当社、当社子会社及び関連会社（以下「当社グループ」といいます）の歴史を十分に踏まえていただいた上で、当社の企業価値とその価値を生み出している源泉につき適切な把握をしていただくことが必要であると考えます。そして、買収者等による当社の支配株式の取得が当社の企業価値やその価値の源泉に対してどのような影響を及ぼし得るかを把握するためには、買収者等から提供される情報だけでは不十分な場合も容易に想定され、株主の皆様が適切な判断を行われるために、当社固有の事業特性を十分に理解している当社取締役会から提供される情報及び当該買収者等による支配株式の取得行為に対する当社取締役会の評価・意見や、場合によっては当社取締役会によるそれを受けた新たな提案を踏まえていただくことが必要であると考えます。

したがって、当社といたしましては、株主の皆様に対して、これらの多角的な情報を分析し、検討していただくための十分な時間を確保することが非常に重要であると考えています。

以上の見地から、当社は、上記(a)の基本方針を踏まえ、大規模買付行為を行おうとし、または現に行っている者（以下「大規模買付者」といいます）に対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供及び考慮・検討のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に依るべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、当社取締役会が、独立委員会の勧告を受けて、当該大規模買付行為に対する賛否の意見または大規模買付者が提示する買収提案や事業計画等に代替する事業計画等を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって基本方針に照らして不適切な者（以下「例外事由該当者」といいます）によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、本プランによる買収防衛策の更新が必要であるとの結論に達しました。そして、当社取締役会は、本プランによる買収防衛策の更新に関する承認議案を本定時株主総会に付議することを通じて株主の皆様のご意思を確認させていただき、株主の皆様のご賛同が得られましたので、本プランによる買収防衛策の更新が効力を発生しました。

なお、現時点において、当社株式について具体的な大規模買付行為の兆候があるとの認識はございません。

(イ) 本プランの内容について

本プランに定める具体的な項目は以下の通りです。

- () 対抗措置発動の対象となる大規模買付行為の定義
- () 意向表明書の提出
- () 大規模買付者による情報提供
- () 大規模買付者に対する追加情報提供要求
- () 情報提供の完了及び情報の開示
- () 取締役会評価期間の設定及び延長
- () 取締役会評価期間における取締役会による評価等
- () 独立委員会の設置
- () 独立委員会の勧告手続及び当社取締役会による決議等
- () 大規模買付情報の変更
- (xi) 対抗措置の具体的内容

(ウ) 本プランの有効期間並びに本プランの継続、廃止及び変更等について

() 本プランの有効期間

本プランの有効期間は、本定時株主総会において本プランによる買収防衛策の更新に関する承認議案が可決された時から、本定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

ただし、かかる有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合、または当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、本プランはその時点で廃止されるものとします。

() 本プランの継続、廃止及び変更等

本プランについては、本定時株主総会後に行われる当社定時株主総会の終結後最初に開催される当社取締役会において、その継続、廃止または変更の是非につき検討を行い、必要な場合には所要の決議を行います。

また、当社取締役会は、法令等または金融商品取引所規則若しくはそのガイドラインの改正等により合理的に必要と認められる範囲で、独立委員会の承認を得た上で、上記当社定時株主総会の終結後最初に開催される当社取締役会以外の時機においても、必要に応じて本プランを見直し、または変更する場合があります。

本プランの廃止、変更等が決議された場合には、当社は、当社取締役会または独立委員会が適切と認める事項について、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示します。

(エ) 株主及び投資家の皆様への影響について

() 本プランによる買収防衛策の更新時に株主及び投資家の皆様にご与える影響

本プランによる買収防衛策の更新時には、本新株予約権の無償割当て自体は行われません。従って、本プランないし本改定がその効力発生時に株主及び投資家の皆様の法的権利及び経済的利益に直接具体的な影響を与えることはありません。

() 対抗措置発動時に株主及び投資家の皆様へご与える影響

当社取締役会は、本プランに基づき、企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の確保及び向上を目的として大規模買付行為に対する対抗措置を執ることがあるものの、現在想定されている対抗措置の仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においては、保有する当社株式1株当たりの価値の希薄化は生じますが、保有する当社株式全体の価値の希薄化は生じないことから、株主及び投資家の皆様の法的権利及び経済的利益に対して直接的及び具体的な影響を与えることは想定していません。

ただし、例外事由該当者については、対抗措置が発動された場合、結果的に、その法的権利または経済的利益に何らかの影響が生じる可能性があります。

また、対抗措置として本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主の皆様が確定した後において、当社が、本新株予約権の無償割当てを中止し、または無償割当てがなされた本新株予約権を無償取得する場合には、結果として当社株式1株当たりの価値の希薄化は生じません。そのため、当社株式1株当たりの価値の希薄化が生じることを前提にして当社株式の売買を行った投資家の皆様は、株価の変動等により不測の損害を被る可能性があります。

(d) 本プランが基本方針に沿い、当初の企業価値、株主の皆様共同の利益に合致し、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断した理由

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を以下の通り充足しており、また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び東京証券取引所が平成27年6月1日に適用を開始した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5.いわゆる買収防衛策」その他の買収防衛策に関する実務・議論を踏まえた内容となっており、高度な合理性を有するものです。

- () 企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の確保・向上
- () 事前の開示
- () 株主意思の重視
- () 外部専門家の意見の取得
- () 独立委員会の設置とその勧告の最大限の尊重
- () デッドハンド型買収防衛策またはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記の通り、本プランは、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益に合致しており、当社役員の地位の維持を目的としたものではないと考えています。

なお、本プランの詳細につきましては、第156期 有価証券報告書 第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 の3. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に記載していますので、ご参照ください。

(3) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、22億77百万円です。

化学品事業

当第1四半期連結累計期間の化学品事業の研究開発活動状況に重要な変更はありません。

食品事業

当第1四半期連結累計期間の食品事業の研究開発活動状況は以下の通りです。

当社食品部門では、ユーザーの「商品価値」（おいしさ、安心、安全）を高め、「作業性、生産性」の向上に貢献できる新製品の開発を行っています。また海外関係会社でも中国や東南アジア諸国など、各国の嗜好性や流行に合致した製品開発を進めています。

加工油脂分野

明瞭な内層のデニッシュ生地が作れる折込油脂「オリンピックエフィーユシート」や、パンの歯切れや口溶けを向上させる機能性練込油脂「コンツェル」を上市しました。これら製品は、ベーカリー製品のおいしさを高める点はもちろん、お客様の作業性を改善し生産性を高める点でも好評をいただいています。

加工食品分野

パンのしっとり感に着目した機能性練込用クリーム「ピオラモイスト」を上市しました。パンの水分を保持し、焼きたての食感を持続させる機能が好評をいただいています。

クリームチーズ風味ペースト「フロマクリエ ガトー」を上市しました。自然な風味を持ち、生食、練り込み、包餡、焼き込みなど、あらゆる洋菓子用途に使用できるため、お客様の多彩なメニュー開発に貢献できる素材として市場展開を進めています。

今後もお客様の「商品価値」や「作業性、生産性」の向上に貢献する製品開発に取り組んでまいります。

新規事業

当第1四半期連結累計期間の新規事業の研究開発活動状況に重要な変更はありません。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因及び戦略的現状と見通し

当第1四半期連結累計期間において、当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因に変更はありません。

(5) 経営者の問題認識と今後の方針について

当第1四半期連結累計期間において、経営者の問題認識と今後の方針についての変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	400,000,000
計	400,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成30年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成30年8月8日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	103,651,442	103,651,442	東京証券取引所 (市場第1部)	単元株式数100株
計	103,651,442	103,651,442		

(注) 発行済株式のうち、52,800株は、現物出資(金銭報酬債権 89百万円)によるものです。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成30年4月1日～ 平成30年6月30日	-	103,651,442	-	22,944	-	19,970

(5)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから直前の基準日（平成30年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしています。

【発行済株式】

平成30年6月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式（自己株式等）	-	-	-
議決権制限株式（その他）	-	-	-
完全議決権株式（自己株式等）	(自己保有株式) 普通株式 122,000 (相互保有株式) 普通株式 34,100	-	-
完全議決権株式（その他）	普通株式 103,463,200	1,034,632	-
単元未満株式	普通株式 32,142	-	-
発行済株式総数	103,651,442	-	-
総株主の議決権	-	1,034,632	-

(注) 「単元未満株式」欄には、当社の自己保有株式及び相互保有株式が次の通り含まれています。

自己保有株式	89株
相互保有株式 (株)丸紅商会、吉田産業(株)	80株

【自己株式等】

平成30年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
(自己保有株式) (株) A D E K A	東京都荒川区東尾久七丁目2番35号	122,000	-	122,000	0.1
(相互保有株式) (株)旭建築設計事務所	東京都荒川区東日暮里五丁目48番2号	1,200	-	1,200	0.0
(株)丸紅商会	大阪府堺市堺区寺地町東三丁目2番2号	16,200	-	16,200	0.0
吉田産業(株)	京都府京都市南区上鳥羽角田町35番地	11,100	-	11,100	0.0
(株)三力食品	神奈川県横浜市鶴見区江ヶ崎町3番82号	5,600	-	5,600	0.0
合計	-	156,100	-	156,100	0.2

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しています。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成30年4月1日から平成30年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成30年4月1日から平成30年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けています。

なお、新日本有限責任監査法人は平成30年7月1日付をもって名称をEY新日本有限責任監査法人に変更しています。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成30年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	49,669	49,249
受取手形及び売掛金	55,397	55,966
有価証券	7,763	8,104
商品及び製品	22,833	22,098
仕掛品	4,928	4,890
原材料及び貯蔵品	18,452	18,090
その他	6,250	6,566
貸倒引当金	341	331
流動資産合計	164,953	164,634
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	25,104	25,022
機械装置及び運搬具(純額)	29,882	29,740
土地	21,282	21,229
その他(純額)	9,276	10,616
有形固定資産合計	85,546	86,607
無形固定資産		
のれん	29	13
その他	4,051	3,928
無形固定資産合計	4,080	3,941
投資その他の資産		
投資有価証券	46,123	46,354
その他	11,448	11,514
投資その他の資産合計	57,571	57,868
固定資産合計	147,198	148,418
資産合計	312,152	313,052

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成30年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	38,599	37,797
短期借入金	15,567	15,850
1年内償還予定の社債	300	300
未払法人税等	3,040	1,847
賞与引当金	2,355	1,193
その他の引当金	75	18
その他	15,877	13,848
流動負債合計	75,815	70,855
固定負債		
長期借入金	7,349	13,329
退職給付に係る負債	16,959	17,098
その他の引当金	274	144
その他	6,663	6,576
固定負債合計	31,248	37,148
負債合計	107,063	108,004
純資産の部		
株主資本		
資本金	22,944	22,944
資本剰余金	19,985	19,985
利益剰余金	135,988	137,801
自己株式	554	554
株主資本合計	178,363	180,176
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	12,002	12,116
土地再評価差額金	4,276	4,276
為替換算調整勘定	4,346	2,812
退職給付に係る調整累計額	2,368	2,306
その他の包括利益累計額合計	18,256	16,898
非支配株主持分	8,468	7,973
純資産合計	205,088	205,048
負債純資産合計	312,152	313,052

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年6月30日)
売上高	57,482	61,779
売上原価	43,466	47,196
売上総利益	14,016	14,582
販売費及び一般管理費	8,799	9,198
営業利益	5,216	5,384
営業外収益		
受取利息	70	57
受取配当金	202	189
持分法による投資利益	53	-
為替差益	-	182
その他	135	177
営業外収益合計	462	606
営業外費用		
支払利息	101	94
持分法による投資損失	-	9
為替差損	30	-
その他	79	54
営業外費用合計	210	158
経常利益	5,467	5,832
特別損失		
固定資産廃棄損	35	68
特別損失合計	35	68
税金等調整前四半期純利益	5,431	5,764
法人税、住民税及び事業税	1,512	1,624
法人税等調整額	172	133
法人税等合計	1,340	1,490
四半期純利益	4,091	4,274
非支配株主に帰属する四半期純利益	231	183
親会社株主に帰属する四半期純利益	3,860	4,090

【四半期連結包括利益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年6月30日)
四半期純利益	4,091	4,274
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	80	36
為替換算調整勘定	68	1,784
退職給付に係る調整額	70	62
持分法適用会社に対する持分相当額	278	78
その他の包括利益合計	497	1,606
四半期包括利益	4,589	2,667
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	4,333	2,733
非支配株主に係る四半期包括利益	255	65

【注記事項】

(追加情報)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しています。

(四半期連結貸借対照表関係)

(注)1 資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成30年6月30日)
投資その他資産(その他)	240百万円	240百万円

(注)2 売上債権の流動化

売上債権の一部を譲渡し、債権流動化を行っており、手形債権流動化取引による買戻し義務があります。

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成30年6月30日)
手形債権流動化取引による買戻義務	220百万円	186百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成していません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次の通りです。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年6月30日)
減価償却費	2,248百万円	2,397百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自平成29年4月1日至平成29年6月30日)

配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成29年6月23日 定時株主総会	普通株式	2,069	20	平成29年3月31日	平成29年6月26日	利益剰余金

(2) 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間末後となるもの
該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自平成30年4月1日至平成30年6月30日)

配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成30年6月22日 定時株主総会	普通株式	2,277	22	平成30年3月31日	平成30年6月25日	利益剰余金

(2) 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間末後となるもの
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成29年4月1日至平成29年6月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注3)
	化学品事業	食品事業	計				
売上高							
(1) 外部顧客への売上高	38,427	17,077	55,504	1,977	57,482	-	57,482
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	33	6	39	3,317	3,356	3,356	-
計	38,460	17,083	55,543	5,294	60,838	3,356	57,482
セグメント利益	4,703	444	5,148	51	5,200	16	5,216

(注)1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、工事及び工事管理、物流業、不動産業等を含んでいます。

2 セグメント利益の調整額16百万円は、セグメント間取引消去額を含んでいます。

3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っています。

当第1四半期連結累計期間(自平成30年4月1日至平成30年6月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注3)
	化学品事業	食品事業	計				
売上高							
(1) 外部顧客への売上高	41,394	17,704	59,099	2,679	61,779	-	61,779
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	32	4	36	3,489	3,526	3,526	-
計	41,426	17,709	59,135	6,169	65,305	3,526	61,779
セグメント利益	4,936	242	5,179	197	5,376	7	5,384

(注)1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、工事及び工事管理、物流業、不動産業等を含んでいます。

2 セグメント利益の調整額7百万円は、セグメント間取引消去額を含んでいます。

3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っています。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下の通りです。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額	37円54銭	39円74銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額 (百万円)	3,860	4,090
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純 利益金額(百万円)	3,860	4,090
普通株式の期中平均株式数(千株)	102,831	102,929

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

特記すべき事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年8月8日

株式会社A D E K A

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 前田 隆夫 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 達也 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社A D E K Aの平成30年4月1日から平成31年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成30年4月1日から平成30年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成30年4月1日から平成30年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社A D E K A及び連結子会社の平成30年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しています。
2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。